

VI. サービス提供事業者の利用者主体のアセスメント

この講義では、個別支援計画における、利用者主体のアセスメントの位置づけ、方法、ポイントについて理解する。

(内容)

1. アセスメントの位置づけ

アセスメントは、その後の支援の方向性を定める重要な過程であることを理解する。

2. アセスメントの方法

(1) 本人及び環境等客観的な状況把握の方法

(2) ニーズの概念、ニーズ把握における本人の意思決定 等について理解する。

3. 課題の整理について

課題の整理による支援計画の方向性を定めることの理解

4. 各分野別アセスメントのポイント

1. アセスメントの位置づけ

利用者主体のアセスメントとは何か？本人中心のアセスメントといったほうがわかりやすいかもしれない。

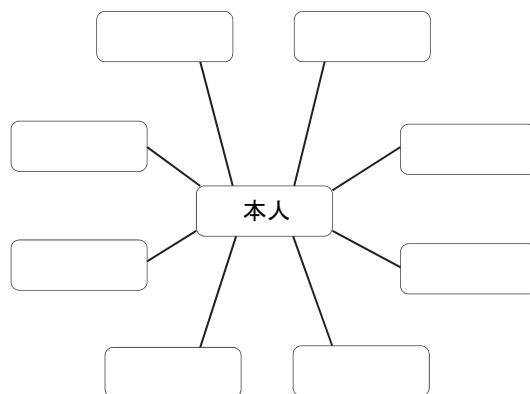
- 1 本人の参加のもと、
- 2 本人への自己決定の支援を踏まえて、(本人の強みを生かして)
- 3 本人の希望や目標にむかって、それぞれの領域で、どのような支援がどれだけ必要かを把握すること。

本人中心のアセスメントとは、本人の意思を尊重することであり、意思の表明が困難な方については、意思決定支援をすることが重要となる。

本人を中心に考えるとき、本人を真ん中においてそれぞれ関わる人が集まってどんな支援ができるのか検討する。それぞれ本人とどのような関係があるのか、支援者だけではなく、親や近所の方、友人もいる。また、プラスの関係だけではなく、親が虐待しているという関係性の場合もある。

ここから希望の将来に向かって！

- ・これは誰についての計画ですか。
- ・あなたのチームには誰が参加していますか。
- ・誰があなたを助けたり支援していますか。
- ・あなたの友人は誰ですか。
- ・必要な時、あなたは誰に助けを求めますか。
- ・あなたのどんなところが素晴らしいですか。



・本人中心の計画づくり

(障害者福祉実践マニュアル・カリフォルニア州発達障害局)

本人中心の計画づくりは好ましい将来に向かって決定し、計画し、努力する取り組みである。

どこで誰と住みたいか、誰と交際したいか、時間をどのように過ごしたいか、どんな仕事をしたいか、そしてその他の日常生活について利用者が話すその内容は、彼らの好ましい将来を述べているのである。

本人中心の計画づくりは、利用者とその家族が可能性と能力を築く支援をする。

パーソンセンタードプランニング

(S, ホルバーン)

システム・センタード・アプローチ

- ・システムを重要視
- ・平等主義
- ・専門家主義
- ・専門用語の使用

パーソン・センタード・アプローチ

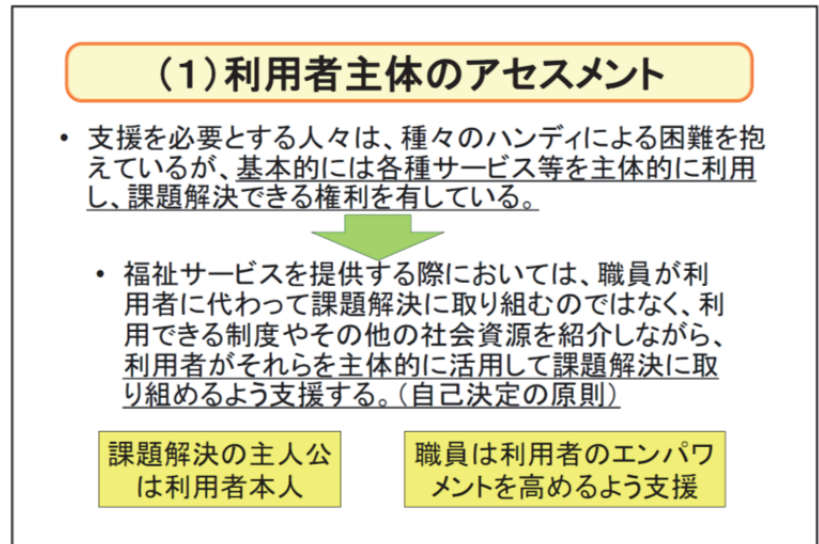
- ・本人を重要視
- ・個人主義
- ・本人主義
- ・本人の言葉を聞き取る

2. アセスメントの方法

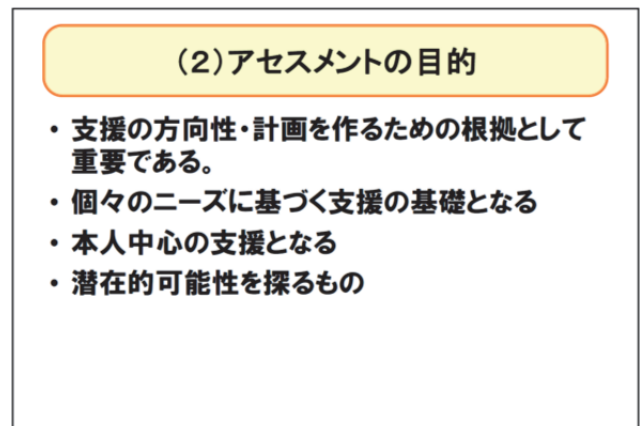
利用者主体のアセスメント（本人中心のアセスメント）で、まず念頭に置いておくこととして、本人は、各種サービス等を主体的に利用し、課題解決（ニーズ充足）できる権利と能力を有しているものと基本的には考える必要がある。

障害者は社会的弱者で、誰かがサービスを決めて与えてあげないと自らは何もできない存在である、と以前はとらえられていた。この概念を根底から変えていく必要がある。自己決定の原則を貫く必要があるということである。

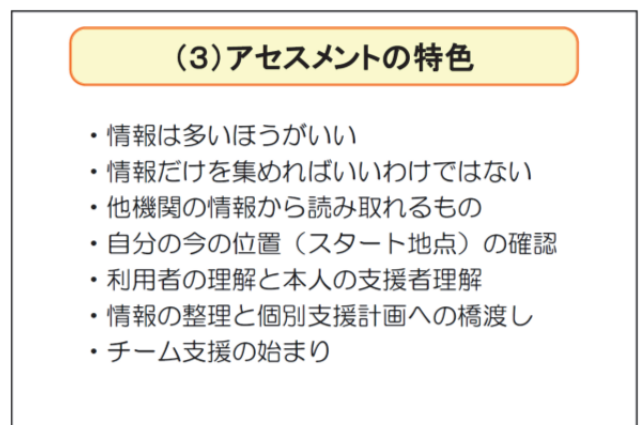
つまり、課題解決（ニーズ充足）の主人公は利用者本人であるということであり、職員は利用者のエンパワメントを高めるよう支える存在であり、本人の強みを活かした支援を行う存在である。与えられたサービスでは、本人は依存的になってしまい、そこから本人中心の支援は生まれない。



アセスメントの目的としては、本人の状態や取り巻く環境等の把握であるので、これは支援の方向性や計画を作るための根拠として重要ということになる。つまり、個別支援計画は、本人と一緒に支援の内容を確認しあい、一緒に歩むための合意書であり、アセスメントはそのための根拠ということである。キーワードとして、個々のニーズ、本人中心、潜在的可能性（強み）ということを意識しながらアセスメントを進めていくことが重要である。



計画は無味乾燥なものではなく「ワクワクしてくる」ような将来の希望が持てるような計画であるべきである。本屋によって喫茶店で本を読むことが至福の時だという人に対して、この計画が入っていないければ、きっとその人はその計画を受け入れないだろう。障害があってもなくても、同じなのだという意識を持ってほしい。



アセスメントの特色とはどういうものか、アセスメントを行う者はどのようなスタンスを持つべきか

ということだが、以下の事が言える。

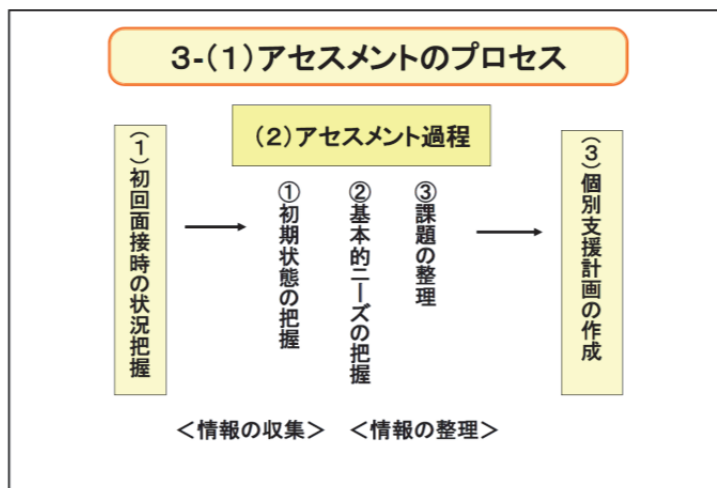
情報は、必要なものを集める、専門的な機関からも集めるということ。

本人の現在の状況、環境等、現時点でどうなっているかの確認であるということ。

利用者を理解するとともに、利用者に支援者を理解してもらうことのプロセスにもなっているということ。

アセスメントとは、情報を整理し、計画作成へとつなげていくものであり、チーム支援の出発点となるものである。

アセスメントのプロセスの中で、一番重要なものが「基本的ニーズの把握」から「課題（ニーズ）の整理」の過程である。基本的ニーズは、本人の主訴を聞き、そこにはデマンド（需要）、ウオント（欲求）も入っているので、やり取りをしながらニーズの整理を行っていく。ニーズと言っても、様々なものがあり、本人が言っていることを分析しなければ、支援計画につながらない場合もある。



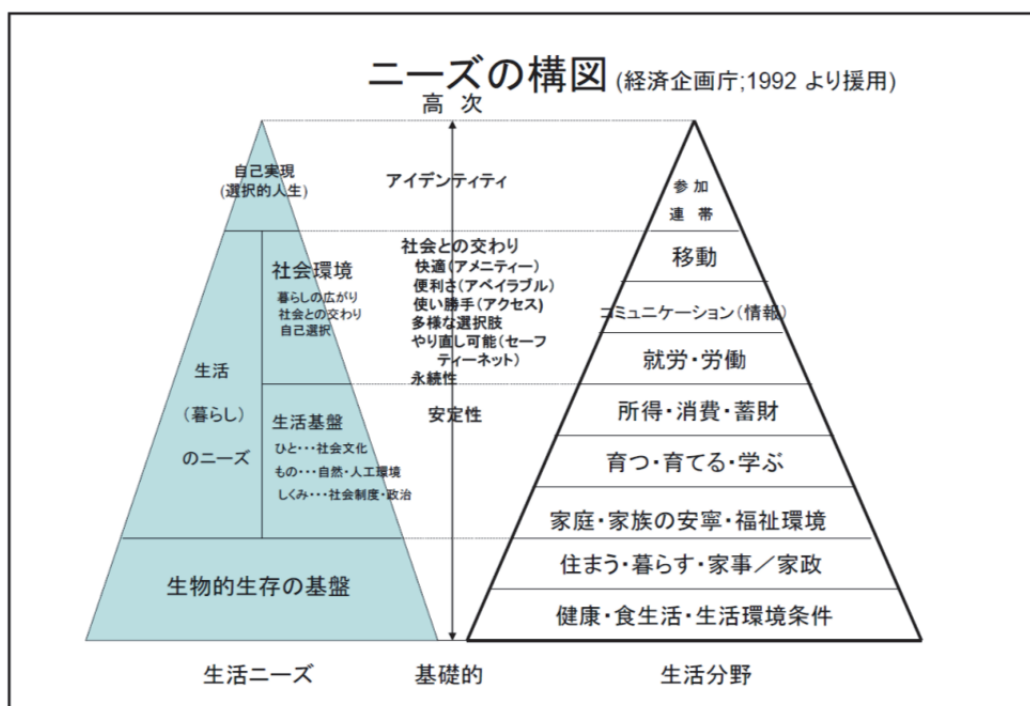
【ニーズについて】

ニーズに関する判断の主体や基準に着目して設定されたニーズの類型として、ブラッドショウ (J.Bradshaw) による類型がある。

- ①規範的ニーズ (normative needs) : 専門職、行政官等が、既存の基準との対比においてニーズがあると判断した場合のニーズである。
- ②感得されたニーズ (felt needs) : ニーズがあることを本人が自覚している場合で、まだ表明されていないニーズをいう。
- ③表明されたニーズ (expressed needs) : 「感得されたニーズ」が、例えば、サービス利用の申請といった行動に転化 (表明) した場合。
- ④比較ニーズ (comparative needs) : サービスを利用している人と同じ特性をもちながらサービスを利用していない人がいる場合。個人レベルのほか、地域レベルで比較を行う場合がある。

様々に表出されるニーズについて、「ニーズの構図」を理解しておくことで、本人がどの段階のニーズを表出しているのかを理解することが出来る。

まず、人は生物的生存のニーズが充足されている必要がある。衣・食・住・健康・最低限の生活環境である。在宅の人工呼吸器装着者などは、ここの部分でまず大変な調整が必要になる。そのうえで、生活ニーズとして、学びや就労、社会との関わり、移動等のニーズがあり、最も高い次元のニーズとして自己実現がある。自分らしい人生の選択を行うことであり、社会参加であり、社会の中で自らのアイデンティティ (自己同一性) の確立を図ることになる。



・ニーズと社会的障壁の除去

社会的障壁の除去は、合理的配慮ということに直結する。

障害者差別解消法の対応指針には、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、・・・合理的配慮を行うことを求めている。

つまり、「ニーズの表明」に対する「合理的配慮の提供」という関係性になっている。もし、本人が意思の表明が困難な場合は、家族や支援者が補佐して行う意思の表明でもよいこととなっている。

障害福祉の範疇で社会的障壁となっているのは、「人」主に支援者や家族や学校の先生など本人にかかわる人々である。例えば、行動障害のある方が自傷している場合、何かを訴えているとみるべきであり、本人が訴えている内容を押し量り、混乱しないよう環境を整える等が行えない支援者の力量のなさが社会的障壁そのものとなっているのである。

意思の表明、ニーズの表明ということが困難な障害者に対する配慮（意思決定支援）については、障害者総合支援法、児童福祉法、知的障害者福祉法に、以下のように明記されている。

- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。（障害者総合支援法）
- 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者等は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。（児童福祉法）
- 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。（知的障害者福祉法）

また、障害者権利条約では、以下のように「障害者とその法的能力の行使に当たって必要とする支援」を行うことが求められている。

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者とその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適当な措置をとる。

・従来の「代理人による意思決定」から「支援を受けた意思決定」(意思決定支援)へパラダイムシフト

権利条約を受けて、成年後見制度の見直しも叫ばれている。行為能力の制限が伴わない支援の在り方、

**ニーズと社会的障壁の除去
= 合理的配慮ということ**

障害者差別解消法 H28.4～

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、・・・合理的配慮を行うことを求めている(対応指針)

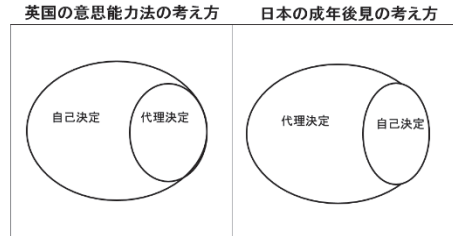
知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により**本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。**

その一つが支援された意思決定 (supported decision-making)である。これは、支援によって意思決定をなそうとするもので、後見制度 (guardianship)のように代わりにしてしまうものではない。

・意思決定支援システムの重要な要素 (インクルージョン・ヨーロッパ)

1. セルフアドボカシーの促進と支援
2. 個人の最善の利益を守るための主流となる機構の活用
3. 意思決定システムによる伝統的な後見人制度の置き換え
4. 意思決定の支援
5. 支援者の選定と登録
6. コミュニケーションの障害の克服
7. 支援者と支援される人との間の衝突回避と問題解決
8. 保護の実行

英国と日本の相違は？



意思決定支援ガイドライン (案) の概要

(平成 26 年度障害者総合福祉推進事業「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究事業」)

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、知的障害や精神障害 (発達障害を含む) 等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい (と思う) 意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者 (以下「支援者」と言う。) が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する要素

- 1 障害者の態様 (好み、望み、意向、障害の特性等)
- 2 意思決定の内容 (領域)
 - (1) 生活の領域 (食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴、余暇、社会参加等)
 - (2) 人生の領域 (住む場所、働く場の選択、結婚、障害福祉サービスの利用等)
 - (3) 生命の領域 (健康上の事項、医療措置等)
- 3 人的・社会的・物理的環境等 (関係者が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているか、慣れ親しんだ場所か等)

意思決定支援の基本的原則 (イギリスの 2005 年意思能力法の 5 大原則を参考)

- 1 能力を欠くと確定されない限り、人は、能力を有すると推定されなければならない。
- 2 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法は功を奏さなかったのであれば、意思決定ができないとは見なされてはならない。
- 3 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないと見なされてはならない。
- 4 意思決定能力がないと評価された本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト (最善の利益) に適するように行わなければならない。
- 5 そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少な

くてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

意思決定支援における合理的配慮

- 1 本人の年齢、障害の態様、特性、意向、心情、信念、好みや価値観、過去から現在の生活様式等に配慮する。
- 2 意思決定支援を行うにあたっては、内容についてよく説明し、結果を含めて情報を伝え、あらゆる可能性を考慮する。
- 3 本人の日常生活、人生及び生命に関する領域等意思決定支援の内容に配慮する。
- 4 本人が自ら参加し主体的に関与できる環境をできる限り整える。
- 5 家族、友人、支援者、法的後見人等の見解に加え、第三者の客観的な判断が可能となる仕組みを構築する。

意思決定支援における留意点

- 1 意思決定と情報
 - ・ 決定を行うに当たって必要な情報を、本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるように提供すること。
 - ・ 本人が自己の意思決定を表出、表現できるよう支援すること。
 - ・ 本人が表明した意思をサービス提供者等に伝えること。
 - ・ 本人の意思だと思われるものを代弁すること。
- 2 情報提供の留意点
 - ・ 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解すること。
 - ・ できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝える（手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む）
 - ・ 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行う。
 - ・ 予測される副次的出来事（リスクも含む）について伝える。
 - ・ 決定の結果についての責任を伝える。
- 3 意思決定支援における最善の利益の判断
 - ・ 事案について、複数の決定によるメリットとデメリットを可能な限り挙げて相互に比較検討して結論を導くこと。
 - ・ 事案の決定について、どちらか一つということではなく二つを融合して一つ高い段階において決定を図っていくこと。
 - ・ 本人にとって、自由の制限がより少ない方法を選択すること。

意思決定支援ガイドライン（案）の概要（各論）

1 障害福祉サービス事業所等における意思決定支援の考え方

（1）意思決定支援と代弁者

重度の知的障害者等は、支援者が本人にとって最善の利益を考え判断することしかできない場合もある。その場合は、事実を根拠として本人の意思を丁寧に理解し、代弁する支援者が求められる。これらの者がいない場合には、基幹相談支援センターの相談員等が、本人を担当する相談支援専門員とは別に第三者の代弁者となることができる。

(2) 日常の支援場面における意思決定支援

障害福祉サービス等の職員は、利用者に対する直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。本人の意思の確認に基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の根拠をもった意思決定支援に役立てることができるため、記録の仕方や内容について、意思決定支援の観点から検討することが有用である。

(3) 大きな選択に係る意思決定支援

「人生の大きな選択」などの場面における意思決定支援は、本人の意思確認を最大限の努力で行うことに加え、本人に関わる関係者が集まり、現在及び過去の本人の日常生活の場面における表情や感情、行動などの支援機関における記録等の情報やこれまでの生活歴、人間関係等様々な情報を交換し判断の根拠を明確にしながら、より自由の制限の少ない生活への移行を原則として、本人の最善の利益の観点から意思決定支援を進める必要がある。

これらの場面において、本人の支援に関係する者や代弁者等の参加により意思決定支援会議を開き、意思決定支援の内容や結果と判断の根拠を記録しておくことが必要である。

2 意思決定支援の仕組み

(1) 意思決定支援の責任者の配置

意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援のための会議を企画・運営し、事業所内の意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者等との兼務も考えられる。

(2) 意思決定支援計画の作成

障害者の意向、好み、障害の態様や特性、意思決定の内容及び人的・物理的環境、意思決定支援の原則等に十分配慮して行うことが必要。計画は、PDCA サイクルを繰り返すことによって、それぞれの意思決定の内容を改善していくことになる。

3 意思決定支援のプロセス

(1) アセスメント

本人の状態、決定する内容、その人的・物理的環境等を適切に把握。利用者の決定能力、自己理解、心理的状況、意向や好み、望み、これまでの生活史、将来の方向性を含め多角的かつ客観的に把握すること。

(2) 意思決定支援計画の作成

アセスメントの結果、個別支援計画やサービス等利用計画等の情報から課題及びニーズを整理した上で、個別の意思決定支援計画を作成すること。

(3) 意思決定支援の実施

プログラム等により具体的に意思決定支援を実施。特に支援開始時・終了後の職員間での意思の疎通・情報の共有を十分図ることが大切。また、実践をフィードバックして知見を集積し、整理することにより意思決定支援の標準化を図ることも重要。

支援の経過・状況・結果等については記録として残すこと。

(4) 実施状況の把握（モニタリング）

意思決定支援の実施状況の把握（モニタリング）を適宜行い、必要に応じて意思決定支援計画

の変更（修正）を行う。

（５）意思決定支援実施の評価とフォロー

意思決定支援後における評価とフォローについては、意思決定支援後の本人の状態、状況の変化について把握するとともに、本人の生活や人生がどのように変わり、本人の満足度を含めた評価を行うことが重要である。

4 意思決定支援会議の開催

意思決定支援責任者は、個々の利用者のための意思決定支援計画の作成、事業所内における意思決定支援の仕組みの構築、自立支援協議会等外部機関等の連携の情報の共有のために、意思決定支援会議の企画及び運営を効率的に行う役割がある。

その際、本人及び保護者が意思決定支援会議に参加できるよう説明を行うとともに必要な支援を行う。

5 職員の知識・技術の向上

（１）意思決定支援責任者及び職員等の知識・技術の向上

意思決定支援責任者及び職員の知識・技術の向上は、意思決定支援の向上に直結するものであり、意思決定支援責任者及び職員の理念的理解、基本的態度の醸成並びに知識・技術の向上への取り組みを促進させることが重要である。

（２）研修受講機会等の提供

意思決定支援責任者及び職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 利用者と保護者等に対する説明責任等

- ・利用者と保護者に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。
- ・事業所においては、利用者及び保護者等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる必要がある。
- ・関係機関等に利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、同意を得ておかなければならない。

7 意思決定支援における連携

（１）相談支援事業との連携

サービス担当者会議に参画する意思決定支援責任者は、サービス等利用計画（案）や個別支援計画に連動した意思決定支援計画を念頭に置いて、利用者の最善の利益の観点から意見を述べる事が重要。

（２）学校との連携

児童の生活、発達支援の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。児童の意思決定に関して学校との間で情報を共有しておく必要がある。

（３）医療機関等との連携

医療的なケアに関する意思決定支援の必要が生じることを考慮して、主治医等との連携体制を整えておく必要があることから、普段から障害特性の理解や障害特性に応じた意思決定支援方法

に関して共通理解を図っておくことが重要。

(4) 自立支援協議会との連携

地域における意思決定支援の仕組みを構築していくために（地域自立支援）協議会権利擁護部会等へ積極的に参加する。

(5) 成年後見人等との連携

後見人、保佐人、補助人等は、意思決定支援に関するチームの一員としてその役割を果たしていくことが重要。

(6) 当事者団体等との連携

本人の意思決定をエンパワメントする観点から、当事者団体のメンバーからの支援を積極的に活用することが重要。

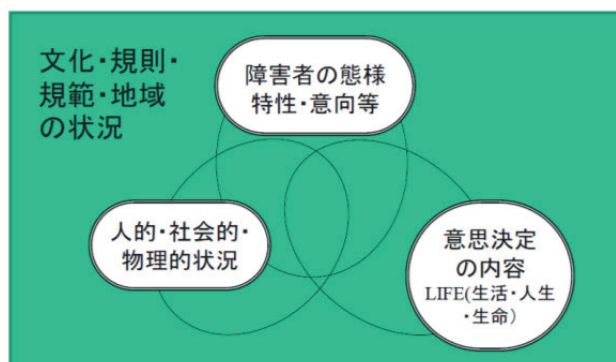
8 意思決定支援における危機管理

意思決定支援に際して生ずるリスクに対して、危機管理（リスクマネジメント）の観点から対応していくことが必要である。



意思決定を構成する要素は、以下の通りである。

- 1 障害者の態様（好み、望み、意向、障害の特性等）
- 2 意思決定の内容（領域）
 - (1) 生活の領域（食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴、余暇、社会参加等）
 - (2) 人生の領域（住む場所、働く場の選択、結婚、障害福祉サービスの利用等）
 - (3) 生命の領域（健康上の事項、医療措置等）
- 3 人的・社会的・物理的環境等（関係者が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているか、慣れ親しんだ場所か等）



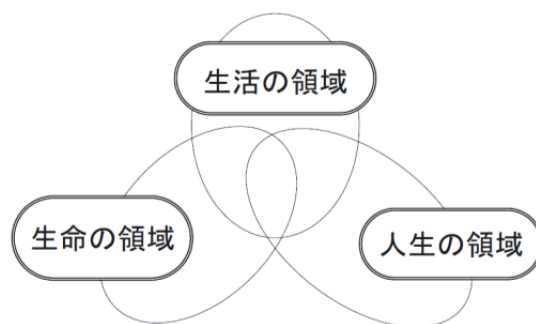
意思決定を規定する三つの領域は、英語の LIFE が意味する、生活・人生・生命の各領域が相当する。

生命の領域：薬、治療、手術、呼吸器等

生活の領域：何を着るか、何を食べるか、高額な買い物をする等

人生の領域：施設を出てグループホームで暮らす、将来の夢に向けた決断等

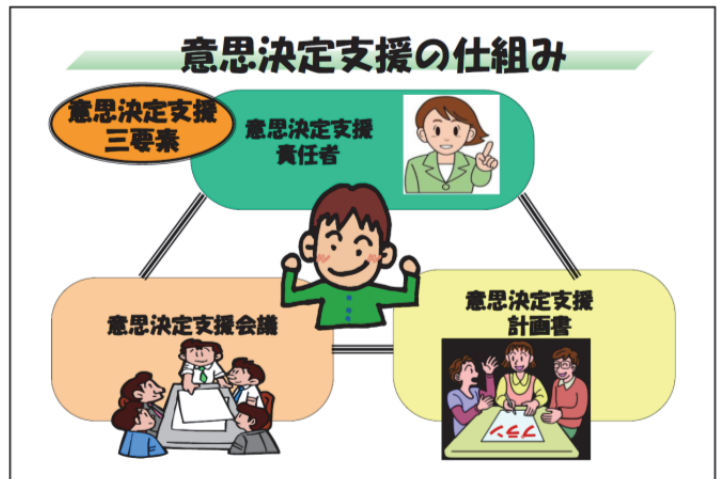
重症心身障害等で、本人の意思が読み取れないような場合でも、本人の物語（ライフストーリー）があり、それを関係者と丁寧に作り上げていく中から支援の糸口が見えてくるかもしれない。



・意思決定支援の仕組み

- (1) 意思決定支援の責任者の配置
- (2) 意思決定支援会議の開催
- (3) 意思決定支援計画の作成

計画は、PDCA サイクルを繰り返すことによって、それぞれの意思決定の内容を改善していくことになる。



意思決定支援責任者は、個々の利用者のための意思決定計画の作成、事業所内における意思決定支援の仕組みの構築、自立支援協議会等外部機関等の連携の情報の共有のために、意思決定支援会議の企画及び運営を効率的に行う役割がある。

その際、本人及び保護者が意思決定支援会議に参加できるよう説明を行うとともに必要な支援を行う。

・意思決定支援の発端 (平成 23 年 2 月 15 日 障害者総合福祉部会資料)

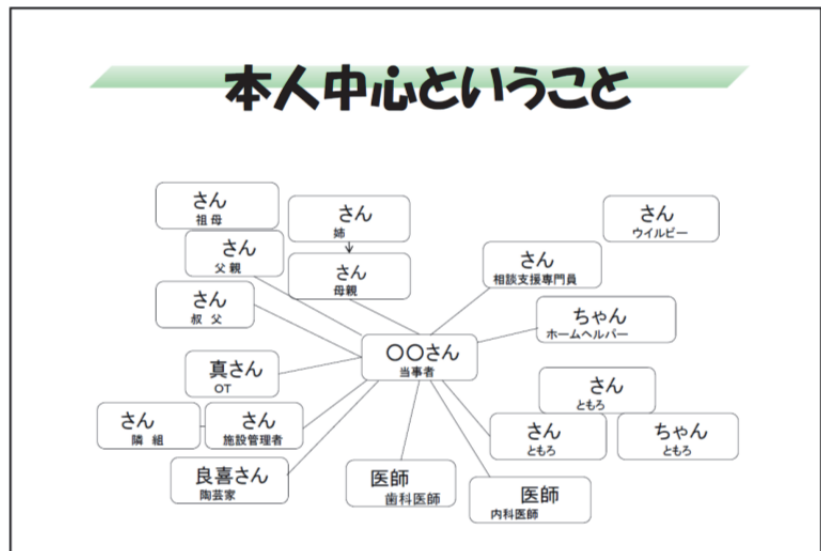
判断能力が不十分な知的障害者に代わって何事かを決定するためには、「本人が信頼し、本人のことを日常的によく理解している支援者（グループホーム・日中活動・訪問系事業・入所施設等の支援職員や家族）が決定に参加する仕組みが必要」とされている。

・本人中心の計画づくり

(障害者福祉実践マニュアルより)

本人中心計画づくりは好ましい将来に向かって決定し、計画し、努力する取り組みである。好ましい将来とは、本人と家族が自分たちの強さ、能力、好み、ライフスタイルや文化的背景に基づいて将来やってみたいと思っていることである。

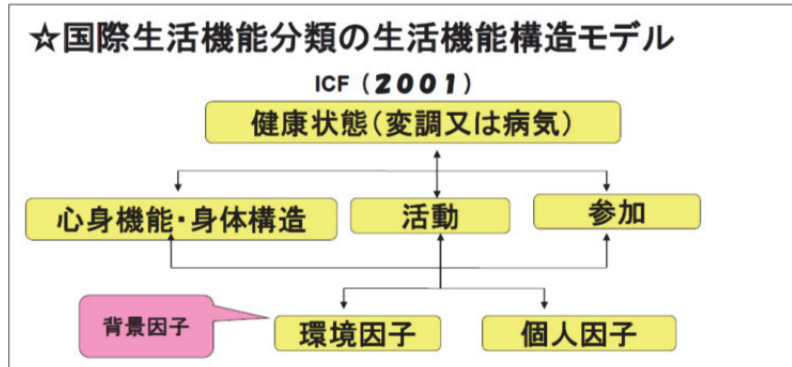
どこに誰と住みたいか、誰と交際したいか、時間をどのように過ごしたいか、どんな仕事をしたいか、そしてその他の日常生活について利用者が話すその内容は、彼らの好ましい将来を述べているのである。



3. アセスメント時に用いる手法

(1)ICF(国際生活機能分類)の活用

ICF（国際生活機能分類）における障害を環境因子との相互作用と捉えて、その影響を分析する。



国連の障害者権利条約を批准するための国内法整備の一環として、権利条約に合わせた「障害」の概念が規定された。具体的には、障害者基本法における障害の定義に「社会的障壁による生活の制限」という社会モデルからみた「障害」も加えられた。従来の「医学モデル」でとらえていた障害概念に、「社会モデル」が加わったのである。

これにより、社会環境が障害を重くもすれば軽くもできるということになり、国民の誰もが障害を軽くすることができる（社会的障壁の除去、合理的配慮の提供により）という理念が法律に明文化されることになった。

この障害の定義は、障害者差別解消法等にもそのまま引用されることになったが、障害者総合支援法では給付対象者を明確に規定する必要があるため、この定義は使われていないことにも留意が必要である。

障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(2) ストレngths視点の活用(『Strengthsモデル』、金剛出版、2014)

従来の医学モデルに基づく問題志向のアセスメントから脱却し、Strengths志向のアセスメントに心がける必要がある。

Strengths志向のアセスメント	問題志向のアセスメント
<ul style="list-style-type: none"> ・人が望み、欲し、希望し、願望し、夢見るもの、人の才能、技能、知識。全体的な描写。 ・利用者が置かれている状況の観点から情報を収集する。 ・民族誌的、質的。 ・会話と目的に富む。 ・「今ここで」に焦点が当てられる。将来/過去についても話し合う。これまでどのようにしのいできたのかを問う。 ・人々は個人と環境のなかで自分の望むものを決定する、かけがえのない人間としてみなされる。 ・アセスメントは関係性が基盤にあり、現在進行形で、決して完全なものでない。 ・励まし、助言、承認は過程において不可欠である。 ・Strengthsアセスメントは特有で詳細なものである。人間を個別化する。 ・自然な支援ネットワークの活性化と形成を調べる。 ・利用者が権威と所有意識をもつ。 ・専門家は「私はあなたから何を学ぶことができますか」と尋ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題として診断を下す。 ・問題と関連して質問が続けられる。ニーズ欠陥。症状。 ・専門家の観点から見たクライアントの問題を追求する。分析的。 ・疑問文の面接である。 ・機能水準を確認するための診断評価の手順に焦点が当てられる。 ・クライアントは行動に関して洞察を欠き、問題や病理については否認していると見なされる。 ・クライアントは直接決定を導くサービス供給者の介入のために、無抵抗で受動的になっている。 ・汎用の均質な言葉を使いながら、診断または問題の分類の対象として人を診る。 ・公式のサービスによる問題とニーズの遵守とを管理する。 ・専門家によってコントロールされる。 ・専門家は「あなたが学ぶべき/取り組むべきことは…」と指示する。

Strengthsの種類	
<p>性質・個人の性格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正直である ・思いやりがある ・希望をもっている ・勤勉である ・親切である ・辛抱強い ・感性が豊かである ・話好きである ・親しみやすい ・すすんで人助けをする ・弱者をかばう ・記憶力がすごい 	<p>技能・才能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランプが得意 (スペード) ・数学とお金の管理が得意 ・車の修理ができる ・石垣を積むことができる ・フラワーアレンジメントができる ・野球カードをすべて知っている ・コンピューターの天才 ・古いロックをよく知っている

環境のストレンクス ・彼/彼女が本当に気に入っている安全な家がある ・兄がいる ・犬のマックは親友である ・毎月 535 ドルの S S I を受給している ・2 年前まで、地域の信仰コミュニティの一員だった。 ・スウェットロッジ（儀式用のサウナ）－文化的な癒しの伝統	関心・願望 ・ロックスターになりたい ・魚釣りが好き ・テレビで昔の映画を観るのが好き ・コーヒーショップでくつろぐのが好き ・姪ともっと一緒に過ごしたい ・近い将来自分の車をもちたい
---	---

〇〇さんのストレンクスアセスメント

現在のストレンクス 私の今のストレンクスは？ 才能、技能、個人の環境のストレンクス	関心・願望 何がしたいか？ 何がほしいか？	過去の資源 個人、社会、環境 どんなストレンクスを今まで使ってきたか
	家/日常生活	
	財産・経済/保険	
	就労/教育/専門的知識	
	支援者との関係	
	快適な状態/健康	
	レジャー/余暇	
	スピリチュアリティ/文化	

・ストレンクスアセスメントの内容の重要な構成要素

1. ストレンクスアセスメントの内容は、クライアントにとって意義のある重要な文脈の中で集めるべきである
2. ストレンクスアセスメントの内容は、クライアントのやる気を引き出すものであるべきである
3. ストレンクスアセスメントの内容は、詳細にわたり、独自性のあるものである。
4. ストレンクスアセスメントで使われる言葉は、クライアントの視点から、クライアント自身の言葉を使って書かれるべきである。

・ストレングスアセスメント実施過程の重要な構成要素

1. ストレングスアセスメントの過程は、クライアントのペースで展開されるべきである。
2. ストレングスアセスメントの過程は、会話形式で行われるべきである。
3. ストレングスアセスメントは、可能な限り地域のなかで行われるべきである。
4. ストレングスアセスメントは、クライアントの課題に共に取り組みながら行われるべきである。
5. ストレングスアセスメントは、継続した過程の一部であり、その情報は基本となる情報の上に更新されていくものである。

・強みを活かしたアセスメントとリフレーミング

コップに半分の水を“もう半分しかない”と捉えるか“まだ半分ある”と捉えるか。同じことを体験しても、人それぞれの価値観という枠組み（フレーム）で判断する。その枠組みを取り換えて、別の肯定的な視点から見るようにするのがリフレーミングである。



・ヒントシート

想定される 障害特性

リフレーミング（強みの表現に変換）してみると

	社会性	意思疎通	遅れと偏り	発達	その他	
① ことばを聞いて理解することが苦手		●				▶ 目で見たと情報は理解しやすい
② 表情や身振りを、誤って理解してしまう		●				▶ 明瞭に（はっきりと）区別された指示を好む
③ 人や場面によって態度を変えられない	●	●				▶ ルールをきっちり守ろうとする。物怖じしない
④ 他の人の興味あることに関心が薄い	●					▶ 状況に左右されず、自分の好きなことに取り組むことができる
⑤ 全体をとらえて関係性をつかむことが苦手	●					▶ 細部に、強く意識を向けることができる
⑥ 別のやり方を探したり臨機応変な対応が苦手	●					▶ 状況に左右されず、ねばり強く取り組むことができる
⑦ 集団で一斉に行動することが苦手	●					▶ マイペースに課題を完了することができる
⑧ 「いつ終わる」かを理解するのが苦手	●		●			▶ 決められたことを、やり続けようとする
⑨ 抽象的、あいまいなことの理解が苦手	●		●			▶ 具体的で、はっきりとしたことを好む
⑩ 経験していないことを想像することが苦手	●		●			▶ 経験したことは、しっかりと覚える
⑪ 特定の物事に強く固執	●		●	●		▶ 興味があること（趣味・仕事）に、積極的に取り組める
⑫ 記憶することが苦手			●			▶ 繰り返し体験することで記憶する
⑬ 発達（認知能力）がアンバランス			●			▶ 興味・関心、好きなことは抜群にできる
⑭ 特定の行動を何度もくりかえしてしまう			●	●		▶ 決まったパターンを几帳面に行うことができる
⑮ 期待されていることに注意が向かない ・落ち着きがなく、その場にとどまっていられない ・結果をかえりみず突然反応してしまう				●	●	▶ 興味・関心があるものに、強く注意・集中を向けることができる
⑯ 特定の感覚が過敏、または鈍い				●		▶ 些細な違いや変化に気がつくことができる、または非常に我慢強い

リフレーミングのためのヒントシートの一例である。例えば、これらのなかで、自閉症の方の障害特性としては以下のようなものが挙げられる。

① ことばを聞いて理解することが苦手、⑦ 集団で一斉に行動することが苦手、⑨ 抽象的、あいまいなことの理解が苦手、⑪ 特定の物事に強く固執

「リフレーミング辞書」を示すので活用してほしい。

索引	書きかえたい語	リフレーミングすると	索引	書きかえたい語	リフレーミングすると	
あ	甘えん坊な	人にかわいがられる 人を信頼できる	せ	せっかちな	反応がすばやい 無邪気・自由	
	あきっぱい	好奇心おうせいな 興味が広い		そ	責任感がない	コミュニケーション能力がある・ 社交的
	あきらめが悪い	ねばり強い・いちず チャレンジャー			外面がいい	
	あわてんぼう	行動的 すばやく行動できる			た	だまされやすい
い	いいかげんな	こだわらない おおらかな			だらしない	こだわらない おおらかな 感受性豊か・情熱的
	意見が言えない	争いを好まない 協調性がある	ち	短気	感受性豊か・情熱的 雰囲気明るくする ノリがいい	
	いばる	自信がある		調子に乗りやすい	冷静・客観的	
う	浮き沈みが激しい	心豊か・表情豊か 明るい・活発・元気		つ	つめたい	世話好き
	うるさい	感受性豊か・情熱的 人との会話を楽しむ	て	でしゃばり	自立心がある	
お	おこりっぽい	マイペース 周りをなごませる	な	生意気 涙もろい	感受性豊か	
	おしゃべりな	おだやかな 話をよく聞く	ね	根暗	自分の世界を大切に 細かいことにこだわらない	
	おっとりした	まじめ		の	のんき	細かいことにこだわらない マイペース
	おとなしい	まじめ 向上心がある		のんびりしている		
か	面白みがない	感受性豊か・情熱的 味のある・個性的		は	八方美人な 反抗的	人づき合いの上手 自立心がある・自分の考えがはっきりしている
	かたくなるしい	意志が強い 信念がある	ひ	人づき合いが下手	自分を大切にしている 細やかな心を持った 協調性豊か 自立している 独立心がある	
	勝ち気な	すべてに積極的 弱音をはかない		人にあわせる	人のよい 周りを楽しませる	
	カッとしやすい	自分より周りを大切に はっきりしている		一人になりやすい	自分に自信がある 細かいことであせらない マイペース	
変わっている	妥協せず目標を追い求める するどい考えを持つ	ふ		人をうらやむ ふざける	心配りができる 向上心がある がんばりや 誠実で一生涯懸命 頼りになる	
き	気が強い	素直に伝えられる はっきりしている	ほ	プライドが高い ぼうっとしている	思い切りがいい 行動的 おだやか・聞き上手 期待にこたえようとする 協調性がある	
	気が弱い	気持ちやすら言葉で伝えられる 言葉を選ぶのに慎重	ま	ま	周囲を気にする 負けず嫌い	リーダーシップがある 和を大切にできる ひかえめ 自己表現が活発 おおらか
	きつい感じの	自分の心の世界を大切にしている 物事に集中できる		まじめ		細かいことにこだわらない
	きびしい	計画的にお金を使う みんなを引っばる力がある		む	向こうみず	じっくり考える 行動派・直感にすぐれている たくましい
く	口がきつい	情熱的 自分の考えを大切に 相手の立場を尊重する		め	無口 無理している	無口 無理している
	口が悪い	やさしい 明るい・活発・元気	命令しがちな 目立たない		目立ちたがりや 面倒くさがりや	
	口が軽い	ねばり強い 自己主張できる				
	口下手な	自己を愛している 素朴・ひかえめ	ゆ		優柔不断 よく考えない	
け	暗い感じ	ひかえめ 行動力がある	よ	乱暴		
	けじめがない	堂々としている		ら	乱暴	
	けち			る	ルーズ	
	こ	強引な			わ	わがまま
興奮しやすい						
こだわる						
断れない						
さ	さわがしい					
	しつこい					
	自慢する					
	地味					
す	消極的な					
	ずうずうしい					

河村茂雄編集「ワークシートによる 教室復帰エクササイズ」(図書文化)を一部改定